西予市次世代森林整備対策事業(林道適正管理支援事業)実施要領

令和５年６月29日

西予市告示第127号

(事業の目的)

第１条　この告示は、西予市次世代森林整備対策事業費補助金交付要綱(令和４年西予市告示第75号。以下「要綱」という。)に定める、林道の受益者による自発的な適正管理を推進することにより林道機能の回復及び向上を図り、長期的に災害に強い林道を維持していくことを目的とした、西予市次世代森林整備対策事業(林道適正管理支援事業)の実施に関し、必要な事項を定める。

(事業の内容)

第２条　この告示において、対象となる事業は、要綱別表に定める林道適正管理支援事業とする。

(補助対象事業の要件)

第３条　前条の事業において、補助対象となるのは林道の恒久的な機能維持又は機能向上のために側溝及び路面の補修等を実施する場合に限る。

２　前項の事業を実施する上で、必要な場合に限り、次の材料費についても補助対象とする。

(１)　生コンクリート

(２)　横断溝(MF15)

(３)　排水管

(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助対象経費及び補助金額等)

第４条　補助対象経費は、補助対象者から提出のあった補助金交付申請書に添付された根拠資料の単価と完成年度の４月時点における公共単価とを比較し、安価な方で算出した経費とし、補助対象者及び補助金額等は、要綱別表に定めるとおりとする。

(事業の申請)

第５条　事業主体は、補助を受けようとするときは、要綱に定める補助交付申請書に次の資料を添付して、事業完了年度に市長に提出するものとする。

(１)　西予市次世代森林整備対策事業(林道適正管理支援事業)実施計画書(様式第１号)

(２)　実施箇所を記載した図面(林道の見取図)

(３)　実施前の写真

(４)　業者からの材料費の見積書(数量、金額の確認ができるもの)

２　事業主体は、事業の完成までに事業に変更が生じた場合には、要綱に定める変更承認申請書に次の資料を添付して、市長に提出するものとする。

(１)西予市次世代森林整備対策事業(林道適正管理支援事業)変更計画書(様式第２号)

(２)　実施箇所を記載した図面(林道の見取図)

(３)　実施前の写真

(４)　業者からの材料費の見積書(数量、金額の確認ができるもの)

(事業の着手)

第６条　事業主体は、交付決定通知後に本事業に着手することとする。

(実績報告書の提出)

第７条　事業が完了した事業主体は、速やかに要綱に定める実績報告書(要綱様式第４号。以下「実績報告書」という。)に次の資料を添付して、市長に提出しなければならない。

(１)　実施中及び実施後の同一箇所の写真

(２)　業者からの材料費の請求書の写し(数量、金額の確認ができるもの)

(事業の審査)

第８条　市長は､事業主体から事業完了届及び別添の関係書類を受理した場合は、書類の審査を実施し必要に応じて現地調査等を行う。

２　市長は､前項に規定する審査等の結果､補助対象事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは､必要な措置を講じるよう補助事業者に求めることができる｡

(その他)

第９条　この告示に定めるもののほか､事業の実施について必要な事項は､市長が別に定めるものとする

附　則

この告示は、令和５年６月30日から施行し、令和５年度事業から適用する。

様式第１号(第５条関係)

西予市次世代森林整備対策事業（林道適正管理支援事業）実施計画書

　年　　月　　日

令和　　年度西予市次世代森林整備対策事業（林道適正管理支援事業）を下記のとおり実施したいので、要領第５条の規定により、実施計画書を提出します。

記

１　申請位置　　　　　　西予市

２　林道名称　　　　　　林道　　　　　　　　　線

３　申請概要　　　　　　工種　　　　　　，延長：Ｌ＝　　　 ｍ

　　　　　　　　　　　　資材（　　　　　，数量　　　　　　 ｍ3）

　　　　　　　　　　　　　　　　 （　　　　　，数量　　　　　　 ｍ）

様式第１号(第５条関係)

西予市次世代森林整備対策事業（林道適正管理支援事業）変更計画書

　年　　月　　日

令和　　年度西予市次世代森林整備対策事業（林道適正管理支援事業）を下記のとおり変更したいので、要領第５条の規定により、変更計画書を提出します。

記

１　申請位置　　　　　　西予市

２　林道名称　　　　　　林道　　　　　　　　　線

３　変更概要　　　　　 工種 　　　　　，延長：Ｌ＝　　　　ｍ

　　　　　　　　　　　　資材（　　　　　，数量　　　　　　 ｍ3）

　　　　　　　　　　　　　　　　 （　　　　　，数量　　　　　　 ｍ）